

## 1. 宴会時間と追加料金

宴会場等のご使用開始から終了までのご契約時間（以下、宴会時間と称します）は、所定の料金をお支払いいただいておりますが、この宴会時間を超過した場合は別に定める追加料金を頂戴することになります。但し、次の宴席の会場使用時刻との関連により、ご使用時間の超過に応じられない場合もございます。

## 2. 有料人数の確認

料理等を用意する人数（以下、有料人数と称します）を宴会等の開催日の前々日午後5時までにホテル担当者にご通知ください。それ以降は全て手配が完了しておりますので、宴会等の開催日に出席されたお客様の人数が有料人数より減少した場合でも有料人数分の料金を頂戴いたします。

## 3. 予約金

宴会等をご予約いただいた時点で予約金をお支払いいただきます。予約金の金額は宴会见積総額に基づいてホテルより提示させていただきます。

## 4. 前払金

ホテルから提示させていただきました見積総額を、原則として宴会等の7日前までに現金にてお支払いいただく場合がございます。お預かりした前払金は宴会等終了時に精算させていただきます。

## 5. 取消料

すでにご契約いただいた宴会等を取消しされる場合には、下記により取消料を頂戴いたします。

- |                     |                        |
|---------------------|------------------------|
| ①ご宴会当日の90日前から61日前まで | 宴会場室料の50%              |
| ②ご宴会当日の60日前から31日前まで | 宴会場室料の全額               |
| ③ご宴会当日の30日前から15日前まで | 見積金額の50%（サービス料・税金を除く）  |
| ④ご宴会当日の14日前から4日前まで  | 見積金額の80%（サービス料・税金を除く）  |
| ⑤ご宴会当日の3日前から当日まで    | 見積金額の100%（サービス料・税金を除く） |

なお、契約に基づきホテルが指定取引先に手配済みの発注物につきましては、解約日の如何にかかわらずその全額を請求させていただきます。

## 6. 装飾・余興等の手配

宴会等に関する装飾・音楽・余興及びバンケットホステス等につきましては、ホテルの指定取引先に手配させていただきます。お客様の都合により、ホテルの指定取引先以外の取引先への直接手配を希望される場合は、円滑な運営のため事前にホテルの同意を必要とします。

## 7. ホテル指定取引先以外の取引先への指示

ホテルの同意のもとにお客様が直接手配された取引先が行う宴会等に関連する装飾・余興等の機器及び材料の搬入・搬出、看板等のサイズ及び取付け方法の決定、設置場所の設定等につきましては、ホテルの規定に従い美観・導線などを踏まえて実施していただくため、ホテル担当者がその取引先と打合せを行い、指示をさせていただきます場合がございます。

## 8. 損害賠償

お客様（お客様の全ての関係者を含みます）及びお客様が直接手配された取引先の担当者は、ホテルの施設・什器備品等を破損・損傷しないよう充分注意を払うこととします。もし、施設・什器備品等に損害が発生した場合は、ホテルの要請に基づき速やかに修理いただくか、又はその損害賠償金を請求させていただきます。

## 9. 荷物・携帯品等の保管

お客様の荷物・携帯品等はクロークにおいてお預かりいたします。但し、貴重品等はおお客様ご自身が責任を持って管理することとします。クローク以外で生じた紛失・毀損等の損害につきましては、ホテルに過失が認められない限り一切の責任は負いかねます。

お客様が荷物をホテルに送付される場合は、事前にホテル担当者へその内容を通知いただくとともに、荷物には使用期日・宴会名・申込者（会社）名を記入することとします。

## 10. 個人情報

ご予約いただいたお客様からは、以下の事項をご登録いただく場合がございます。

- ①氏名・年齢・性別・住所・職業・連絡先
- ②招待者の氏名・住所・連絡先

頂いた個人情報は宴会業務全般を行うために使用するものであり、美容・着付・写真・招待状・引出物等ホテル指定取引先でのサービス提供に使用される場合があります。

また、ホテルから各種ご優待・新商品プラン・イベント情報などのご案内をさせていただきます。

## 11. 解約

宴会等を主催されるお客様又は宴会等に出席されるお客様が次に掲げる事由に該当するときは、宴会等のお申込みをお断りする場合があります。また、既にお申込みいただいている場合でもご契約を解除することがあります。

- ①法令又は公序良俗に反する行為を行なう恐れがある、あるいは他のお客様に迷惑をおかけするとホテルが判断した場合。
- ②暴力団、暴力団員、暴力団関係団体または関係者、その他反社会的勢力であることが判明したとき。
- ③ホテル若しくは当ホテル職員に対し、暴力的要求や業務の遂行に支障をきたす行為を行う、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求した場合。
- ④本約款又はホテルが定める利用規則に従わないとき。

## 12. 禁止事項

次に掲げる各項目につきましては禁止事項となっておりますのでご遠慮ください。

- ①犬・猫・小鳥その他の愛玩動物、家畜類の持込み（盲導犬を除く）
- ②発火又は引火性の物品の持込み
- ③悪臭を発生するものの持込み
- ④食品類の持込み（ホテルが特別に同意した場合を除く）
- ⑤賭博等風紀を乱す行為又は他のお客様の迷惑になるような言動
- ⑥備付品等の移動
- ⑦使用目的以外のご利用
- ⑧その他法令で禁じられている行為